



2013/14 ホンコン 財政予算案（要約）

ホンコン2013/2014年度ホンコンの財政予算の税務調整について、2013年6月26日にホンコン立法評議会で採択された。康栢はこの要約を発表する目的は、ホンコン政府が予算案で提起した新年度の仕事ポイント及び税務政策の調整を紹介するためである。我々はこれらの施策に対する分析を通し、ホンコンでの投資活動を行おうとする潜在的な投資家に参照していただければと案じる。

お問い合わせ

香港總部

住所：香港九龍尖沙咀廣東道17号海港城環球金融センター
一南座13A階05-15室
電話：+852 2666 2888
ファックス：+852 2233 2888
メール：info@conpak.com

上海事務所

住所：中国上海市徐匯区虹橋路3号港匯中心区二座27階
2702-2703室 (郵便番号: 200030)
電話：+86 21 5389 6666
ファックス：+86 21 6448 6268
メール：shanghai@conpak.com.cn

深セン事務所

住所：中国深セン市福田中心区福華三路168号深セン国際
商会中心27階2711-2712室
(郵便番号: 518048)
電話：+86 755 8882 0088
ファックス：+86 755 8831 3533
メール：shenzhen@conpak.com.cn

予算案のポイントは、大まかに下記に分かれる：

- (1) 経済の推進、就業の増加；
- (2) 教育への投資、人力の最適化；
- (3) インフラへの投資；
- (4) 土地供給の安定化；
- (5) 民衆の生活への関心。

上記を達成するために、予算においては、貿易物流業界の強化、金融業界の発展、人材の育成、職業訓練の強化、インフラへの投資、住宅地と商業地の増加、社会福祉の向上、医療サービスの強化及び環境保護の推進と保全等いくつかの方面で提案する。

経済データ

2012年の全体経済からいうと、国内総生産（GDP）が実質の前期比でわずか1.4%増、過去十年間の平均値（4.5%）を下回る。2013年のGDP成長率は1.5%から3.5%まで増加できると予想された。

2012年の平均インフレ率は4.1%である。2013年の全体的なインフレ率は平均で約4.5%だと予想された。

政府は2012/2013年度の予想総合利益を649億ホンコンドルに修正した（元々は34億ホンコンドルの赤字と予想された）。

政府は2013/2014年度の総合赤字が49億ホンコンドルだと予想した。

税務対策

税務対策は下記の箇条書きが含まれる:

- (1) 子供の誕生年において、子供の免税額はそれぞれに一人ごとに126,000ホンコンドルから140,000ホンコンドルまで増加。また、ほかの年度において、一人ごとに63,000ホンコンドルから70,000ホンコンドルまで増加。これは一人目から九名目まで生まれ子に適用される。
- (2) 個人研修支出の控除上限控除は60,000ホンコンドルから80,000ホンコンドルまで増加。
- (3) 2012/2013年度は75%の事業所得税を免除し、HK \$10,000ホンコンドルを上限とし、課税年度で最終的の課税金額の中で控除く。
- (4) 2012/2013年度は75%の個人所得税と個人入息課税の査定を免除し、HK \$10,000ホンコンドルを上限とし、課税年度で最終的の課税金額の中で控除く。
- (5) 2013/2014年度の商業登記料を免除する。
- (6) 専属保険会社のオフショア保険業務の事業所得税を低くする。
- (7) プライベートでファンドを募集することが可能。オフショア・ファンドの税務の免除を享受できるようにする。

非税務対策

その他の非税務対策ポイントは次の通り:

- (1) 2013/2014年度の全年度の土地の税金を免除し、一世帯につき四半期ごとに1,500ホンコンドルを上限にする。
- (2) 各電気住宅のユーザーに電力の補助金として1,800ホンコンドルを提供する。
- (3) 2ヶ月公営住宅の家賃を支払う。
- (4) 総合社会保障援助(CSSA)、高齢者生活手当と長者生活手当及び障害手当を受け取っている人に定額以外にもっと一ヶ月の手当を提供する。
- (5) 100億ホンコンドル以下の「iBond」を発行する(すなわちインフレ連動債券)。
- (6) 必要に応じ、短期的な食糧援助サービスに100億ホンコンドルの追加資金を調達する。
- (7) 国債計画の規模を1,000億ホンコンドルから2,000億ホンコンドルまで増加する。
- (8) 「中小企業融資保証制度」の特別優遇申請期間を一年間に延長する。
- (9) 中小企業の市場推進ファンドの合計助成金上限を調整し、150,000ホンコンドルから200,000ホンコンドルまで調整。
- (10) ホンコン信用保険局は"小口売上保険証券プラン"を起動する。
- (11) 2013年においてコースを完成できる学生債権者に対して、コースを完成した後の1年後から学生ローンを返済することを選択できる。
- (12) 従業員再トレーニング局に150億ホンコンドルを投資する。

まとめ

全体的にいうと、この予算案の目標方向は正しいが、巨大な財政備蓄が所有する政府は前方対策より更に多くて具体的な方案を提出するべきである。

税務について、予算案では2つの新税務対策を提案した。1、政府はオフショアファンドの事業所得税の納付を免除する投資の範囲を、ホンコンで不動産がない、或はビジネスがしていない海

外で設立或は登録されていない民間企業まで拡大する。2、多くの企業をホンコンで専属保険会社を設立することを誘うためには、政府は専属保険会社のオフショア保険業務の事業所得税を軽減する。恵まれる業界に関連措置を応援した。関連措置はホンコンのファンドや資産管理、保険業務に更に大きな投資をもたらすことが予想される。しかし、社会人は関連措置を早め実施すべき関連措置を更に拡大すべきであることと考えている。

政府は公的資金の保護に積極的な役割を果たすように、脱税や税回避の活動に対抗するために、多くのリソースを割り当てる必要がある。

地元の小売債券市場の発展を促進するために、昨年と同様に、政府は第三ロットのiBondを発行することを公布した。100億ホンコンドルを上限とし、公衆に歓迎された。国民もiBond発行金額を増やすことを勧めた。長い目で見れば、従来の固定利付債やイスラム債など他のタイプの債券を発行することは、ホンコンを成熟した債券市場への発展に有益である。

昨年と同様に、予算案もワンタイム救済と優遇措置を提供したが、優遇の実際金額はやや減少している。例えば、予算案は2012/2013年度75%の事業所得税や個人所得税及び個人入息税の査定を免除し、HK \$10,000ホンコンドルを上限とすることを提案する。昨年の上限は12,000ホンコンドルである。国民は子供の減免税額を63,000ホンコンドルから70,000ホンコンドルまで増加し、子供の誕生年度の追加減免税額を126,000ホンコンドルから140,000ホンコンドルまで増加し、個人研修支出の控除上限を控除80,000ホンコンドルまで増加するという予算案を歓迎する。上記以外、他の減免税額は昨年と同じ、だからミドルレベルが利益を得られなかった。また、予算案もインフレの影響を考慮しなかった。

長期的な財政について、国民はホンコンの競争力を高めるように、公的財政の研究や更に全面的な計画を検討するために、作業グループの設立を提案した。それについて、関係機関より具体的な行動や対策を提案することを期待している。

多くの人々が様々な税務提案を提出したが(例えば、R&D支出のスーパー税務の減税と税制の全面的な検討)、予算案は大部の提案について実施されなかった。したがって、既に財政備蓄があるなら、政府はホンコンの長期的な競争力を強化するために税制政策を改善すべきだと提案された。

全体的に言えば、この予算案は国民に歓迎された。しかし、我々はホンコンの競争力を高めるために、更に多くて具体的な提案を提出すべき。

税率表

個人所得税

税率	2013/14
初 40,000 ホンコンドルは	2%
第2の 40,000 ホンコンドルは	7%
その他の 40,000 ホンコンドルは	12%
残りは	17%
標準税率	15%

個人免税額	2012/13	2013/14
基本免税額	120,000 ホンコンドル	120,000 ホンコンドル
既婚者免税額	240,000 ホンコンドル	240,000 ホンコンドル
子供免税額		
一人目から九人目の子供(一人で計算) :		
生まれ年度	126,000 ホンコンドル	140,000 ホンコンドル
他の年度	63,000 ホンコンドル	70,000 ホンコンドル
両親 / 祖父母を扶養する免税額		
年齢 60 歳以上 :		
納税者と同居しない	38,000 ホンコンドル	38,000 ホンコンドル
通年納税者と同居する	76,000 ホンコンドル	76,000 ホンコンドル
年齢 55 歳から 59 歳まで :		
納税者と同居しない	19,000 ホンコンドル	19,000 ホンコンドル
通年納税者と同居する	38,000 ホンコンドル	38,000 ホンコンドル
兄弟/姉妹を扶養する免税額(もう子供免税額を申請した兄弟/姉妹が含まず)	33,000 ホンコンドル	33,000 ホンコンドル
片親免税額	120,000 ホンコンドル	120,000 ホンコンドル
障害者被扶養人免税額(この免税額は、納税者が当障害者の受取っている他の免税額以外に取得できる免税額である。)	66,000 ホンコンドル	66,000 ホンコンドル

税務控除項目 (控除許容の最高制限額)	2012/13	2013/14
個人研修支出	60,000 ホンコンドル	80,000 ホンコンドル
住宅ローン利息	100,000 ホンコンドル	100,000 ホンコンドル
高齢者住宅介護費	76,000 ホンコンドル	76,000 ホンコンドル
強制的公共積立金	14,500 ホンコンドル	15,000 ホンコンドル
慈善寄付	税金収入の 35%	税金収入の 35%

事業所得税

税率	2013/14
法人 (有限公司)	16.5%
非法人の業務 (個人事業やパートナーシップ)	15%

機械や工業の装置の減価償却免税額	2013/14
	適格支出減価償却免税率
環境保護機械や自動車	100%
他の適格支出:	
初期免税額	60%
毎年の免税額 (固定資産の性質による)	10%, 20% 或は 30%

建物の環境保護装置の減価償却免税額	2013/14
	適格支出減価償却免税率
毎年の免税額	20%

規定の固定資産減価償却免税額	2013/14
	適格支出減価償却免税率
全部控除	100%

工業用建物減価償却免税額		2013/14
		適格支出減価償却免税率
初期免税額		20%
毎年の免税額		4%

ビジネス用建物減価償却免税額		2013/14
		適格支出減価償却免税率
毎年の免税額		4%

建物修繕の支出減価償却免税額		2013/14
		適格支出減価償却免税率
毎年の免税額		20% (残りをゼロまで控除)

固定資産税

ホンコンに位置する任意の土地や建物の所有者は、当該土地や建物の課税値に関し、2012/2013及び2013/14課税年度で15%の標準税率によって固定資産税を納付する。

印紙税

1. 従価の印紙税

関連法規が採択された後、例えば：

- A、任意の企業または個人は2013年2月22日或はその前、ホンコンの住宅或は非住宅を購入した場合、または
- B、ホンコン永住者は2013年2月23日或はその後、ホンコンで住宅用不動産を購入する。当該不動産を購入する時、当該ホンコン永住者はホンコンで住宅を所有していない場合

印紙税は当不動産の価格或は価値（高い方による）に基づき表1でリストする従価の印紙税の税率で徴収します。

従価の印紙税 (表1)	
不動産の価格或は価値(以較高者為準)	税率
2,000,000 ホンコンドル或は以下	100 ホンコンドル
2,000,001 ホンコンドル – 2,351,760 ホンコンドル	100 ホンコンドル + 2,000,000 ホンコンドルを 超える金額の 10%
2,351,761 ホンコンドル – 3,000,000 ホンコンドル	1.5%
3,000,001 ホンコンドル – 3,290,320 ホンコンドル	45,000 ホンコンドル + 3,000,000 ホンコンドルを 超える金額の 10%
3,290,321 ホンコンドル – 4,000,000 ホンコンドル	2.25%
4,000,001 ホンコンドル – 4,428,570 ホンコンドル	90,000 ホンコンドル + 4,000,000 ホンコンドルを 超える金額の 10%
4,428,571 ホンコンドル – 6,000,000 ホンコンドル	3%
6,000,001 ホンコンドル – 6,720,000 ホンコンドル	180,000 ホンコンドル + 6,000,000 ホンコンドルを 超える金額の 10%
6,720,001 ホンコンドル – 20,000,000 ホンコンドル	3.75%
20,000,001 ホンコンドル – 21,739,120 ホンコンドル	750,000 ホンコンドル + 20,000,000 ホンコンドルを 超える金額の 10%
21,739,121 ホンコンドル或は以上	4.25%

次の場合には、印紙税について表2でリストする新しい従価印紙税の税率で計算すべき。

- A、任意の企業または非ホンコン永住者は2013年2月23日或はその後、ホンコンの住宅或は非住宅を購入する場合
- B、ホンコン永住者は2013年2月23日或はその後、ホンコンでの非居住用不動産を購入する場合、または
- C、2013年2月23日或はその後、ホンコン永住者はホンコンで住宅用不動産を購入する。当該不動産を購入する時、当該ホンコン永住者はもうホンコンで住宅を所有していた場合。

新しい従価の印紙税 (表2)	
不動産の価格或は価値 (高い方による)	税率
2,000,000 ホンコンドル或は以下	1.5%
2,000,001 ホンコンドル – 2,176,470 ホンコンドル	30,000 ホンコンドル + 2,000,000 ホンコンドルを 超える金額の 20%
2,176,471 ホンコンドル – 3,000,000 ホンコンドル	3%
3,000,001 ホンコンドル – 3,290,330 ホンコンドル	90,000 ホンコンドル + 3,000,000 ホンコンドルを 超える金額の 20%
3,290,331 ホンコンドル – 4,000,000 ホンコンドル	4.5%
4,000,001 ホンコンドル – 4,428,580 ホンコンドル	180,000 ホンコンドル + 4,000,000 ホンコンドルを 超える金額の 20%
4,428,581 ホンコンドル – 6,000,000 ホンコンドル	6%
6,000,001 ホンコンドル – 6,720,000 ホンコンドル	360,000 ホンコンドル + 6,000,000 ホンコンドルを 超える金額の 20%
6,720,001 ホンコンドル – 20,000,000 ホンコンドル	7.5%
20,000,001 ホンコンドル – 21,739,130 ホンコンドル	1,500,000 ホンコンドル + 20,000,000 ホンコンドルを 超える金額の 20%
21,739,131 ホンコンドル或は以上	8.5%

2. 追加の印紙税

従価の印紙税以外、若干の関連期間以内に購入した住宅不動産の売り出し、及び指定された保有期間内に当住宅不動産の転売に関連する個人や会社が追加の印紙税を納付すること。

関係法例が採択された後、2010年11月20日から2012年10月26日までの期間で住宅用不動産を購入した場合、税務局は当不動産の価格或は価値（高い方による）に基づき下記税率で追加の印紙税を徴収する。

保有期間（月）	税率
6ヶ月或は以内	15%
6ヶ月以上、12ヶ月或は以内	10%
12ヶ月以上、24ヶ月或は以内	5%

関係法例が採択された後、2012年10月27日或はその後住宅用不動産を購入した場合、下記税率で追加の印紙税を徴収する：

保有期間（月）	税率
6ヶ月或は以内	20%
6ヶ月以上、12ヶ月或は以内	15%
12ヶ月以上、36ヶ月或は以内	10%

3. バイヤー印紙税

関係法例が採択された後、ホンコン永住者以外、2012年10月27日或はその後住宅用不動産を購入する者（ホンコン会社と非ホンコン会社を含む）は、従価印紙税及び追加の印紙税以外、15%のバイヤー印紙税を納付する必要もある。



環境保護の為、ファイルをプリントアウトする際に再生紙をご利用してください。

本書に載っている数字データは一般参考及び口論に使われます。即時且つ正確な数字データを提供するよう努めますが、数字データが任意の時間にも正確とは保証できません。となたでも載っている資料により進行する予定の場合、適切な専門家のアドバイスを求めるべきです。もっと詳しい情報は www.conpakjp.com